



白石市土地改良区広報

(令和4年秋発行)

理事長挨拶

白石市土地改良区

理事長 阿部 忠



広報誌発刊にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

組合員の皆様並びに関係機関の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本土地改良区の業務運営に関し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月16日未明に発生した福島県沖地震災害は、市内各所で大きな被害をもたらし、当改良区の管理する水路も数箇所被災し、用水期に間に合わせるため、修繕工事を発注し、通水に支障が無い様、対応いたしました。被災した水路の内、特に「川原子幹線用水路」は、長峯地区において近接山林の法面が大規模に崩壊し、緩んだ法面が再度崩落する事が想定されたため、災害復旧事業により応急工事を行いました。また、「白石用水路」についても、コンクリート壁面の傾倒、崩落が数箇所あり、特に新館町、田町二丁目地区は被災規模が大きく、川原子幹線用水路と同様に災害復旧事業に申請し、来年度作付けまでに復旧することを予定しております。

一昨年から世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症は、未だに終息しない状況に有り、当改良区における令和3年度の総代会開催は、新型コロナウイルス感染拡大から、全役員、総代が出席しての開催が出来ない状況に有りました。提出議案は、土地改良法の改正により、複式簿記の導入等、重要な案件がございましたが、総代皆様の書面議決及び、当日、議長、議事録署名人としてご出席頂いた総代方々の慎重審議により、提案いたしました議案については全て原案のとおり可決ご承認を頂いたところです。今後はご承認頂いた議案に基づき、事業運営、推進に万全を期して参ります。

本年度の当改良区事業は、上記いたしました2件の災害復旧事業と、土地改良施設維持管理適正化事業により、「斎川第1、第2揚水機場」のポンプ設備、「斎川第3揚水機場」のポンプ設備、「斎川用水路」の水管橋の整備の併せて3件の工事発注を予定しております。また、県単事業により、3施設の整備を予定しております。

白石市が行う(仮称)白石中央スマートインターチェンジ造成地は、当改良区の受益地である大平中目、斎川地区に亘り、これから関係土地所有者との用地買収交渉が行われると聞いております。さらに、当改良区に関係する用排水路の付替え協議が現在為されております事をお知らせいたします。

以上、現時点での概要を申し述べましたが、今後も限られた財源のなか、役職員が一丸となって、土地改良施設の維持管理に努め、組合員各位の負託にお応えして参りますので益々のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

第72回通常総代会開催

令和4年3月24日に白石市土地改良区におきまして、第72回通常総代会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として出席人数を縮減し、書面による採決（土地改良法第31条第2項適用）を行いました。議案と審議結果等は次のとおりです。

- | | | |
|--------|---|------|
| 第1号議案 | 白石市土地改良区規約の一部改正(案)について | 【可決】 |
| 第2号議案 | 白石市土地改良区維持管理計画書の一部改正(案)について | 【可決】 |
| 第3号議案 | 白石市土地改良区会計規程の廃止及び白石市土地改良区会計細則(案)の制定について | 【可決】 |
| 第4号議案 | 白石市土地改良区職員退職給与金支給規程の一部改正(案)について | 【可決】 |
| 第5号議案 | 白石市土地改良区役員退任手当支給規程の一部改正(案)について | 【可決】 |
| 第6号議案 | 白石市土地改良区財政調整積立金規程の廃止及び白石市土地改良区財政調整積立金管理規程(案)の制定について | 【可決】 |
| 第7号議案 | 白石市土地改良区職員退職給付引当金積立金管理規程(案)の制定について | 【可決】 |
| 第8号議案 | 白石市土地改良区役員退任慰労金積立金管理規程(案)の制定について | 【可決】 |
| 第9号議案 | 白石市土地改良区土地改良施設維持管理積立金規程の廃止及び白石市土地改良区施設更新積立金管理規程(案)の制定について | 【可決】 |
| 第10号議案 | 白石市土地改良区地区除外処理規程の一部改正(案)について | 【可決】 |
| 第11号議案 | 越河・斎川地区用水施設維持管理等の資金管理運用規程の一部改正(案)について | 【可決】 |
| 第12号議案 | 令和4年度 土地改良施設維持管理適正化事業(適正化第46期生)加入について | 【可決】 |
| 第13号議案 | 令和4年度 余裕金預入先金融機関について | 【可決】 |
| 第14号議案 | 令和4年度 予算の款の廃止・新設及び流用について | 【可決】 |
| 第15号議案 | 令和4年度 賦課金の賦課徴収方法について | 【可決】 |
| 第16号議案 | 令和4年度 一般会計収入支出予算(案)について | 【可決】 |
| 第17号議案 | 令和4年度 特別会計収入支出予算(案)について | 【可決】 |

令和4年度一般会計予算

(1) 収 入

(単位：円)

勘定科目（款項）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1. 土地改良事業収入	41,097,000	40,883,000	214,000
1. 経常賦課金収入	40,992,000	40,883,000	109,000
5. 転用決済金収入	105,000	0	105,000
2. 附帯事業収入	370,000	384,000	△14,000
1. 他目的使用料収入	350,000	364,000	△14,000
2. 手数料収入	20,000	20,000	0
4. 特定資産運用収入	57,500	57,000	500
1. 特定資産受取利息収入	57,500	57,000	500
5. 補助金等収入	718,000	21,132,000	△20,414,000
1. 補助金収入	700,000	21,114,000	△20,414,000
2. 助成金等収入	18,000	18,000	0
6. 交付金収入	12,870,000	0	12,870,000
1. 適正化事業交付金収入	12,870,000	0	12,870,000
8. 業務受託料収入	629,000	629,000	0
2. 土地改良施設操作受託料収入	629,000	629,000	0
9. 雑収入	823,000	939,000	△116,000
1. 受取利息配当金収入	3,000	19,000	△16,000
2. 過年度収入	550,000	650,000	△100,000
3. 過剰金収入	260,000	260,000	0
4. 雑収入	10,000	10,000	0
12. 特定資産取崩収入	3,288,000	9,049,891	△5,761,891
1. 財政調整積立資産取崩収入	0	6,976,891	△6,976,891
2. 職員退職給与積立資産取崩収入	0	0	0
3. 役員退任慰労積立資産取崩収入	0	0	0
4. 転用決済金積立資産取崩収入	0	0	0
5. 施設更新積立資産取崩収入	3,288,000	2,073,000	1,215,000
20. 他会計繰入金	10,345,000	10,214,000	131,000
1. 他会計繰入金	10,345,000	10,214,000	131,000
21. 繰越金	16,822,259	5,001,109	11,821,150
1. 前年度繰越金	16,822,259	5,001,109	11,821,150
収 入 計	87,019,759	88,289,000	△1,269,241

(2) 支 出

(単位：円)

勘定科目（款項）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1. 土地改良事業支出	32,786,200	39,108,000	△6,321,800
1. 維持管理費支出	15,949,000	15,755,000	194,000
2. 適正化事業費支出	14,507,200	129,200	14,378,000
3. 適正化事業拠出金支出	1,650,000	1,943,800	△293,800
4. その他事業支出	50,000	20,650,000	△20,600,000
6. 受託業務費支出	630,000	630,000	0
3. 一般管理費支出	41,693,000	41,747,000	△54,000
1. 運営事務費支出	40,021,000	40,090,000	△69,000
2. 事務所費支出	1,672,000	1,657,000	15,000
11. 出資金取得支出	1,000	2,000	△1,000
1. 出資金取得支出	1,000	2,000	△1,000

勘定科目（款項）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
16. 特定資産積立支出	5,150,500	2,073,000	3,077,500
1. 財政調整積立資産積立支出	519,000	0	519,000
2. 職員退職給付積立資産積立支出	2,013,000	0	2,013,000
3. 役員退任慰労金積立資産積立支出	488,500	0	488,500
4. 転用決済金積立資産積立支出	0	0	0
5. 施設更新積立資産積立支出	2,130,000	2,073,000	57,000
17. 雑支出	100,000	400,000	△300,000
1. 雑支出	100,000	400,000	△300,000
21. 繰越金	2,289,059	0	2,289,059
1. 次年度繰越金	2,289,059	0	2,289,059
22. 予備費	5,000,000	4,959,000	41,000
1. 予備費	5,000,000	4,959,000	41,000
支出計	87,019,759	88,289,000	△1,269,241

令和4年度特別会計予算（越河・斎川地区用水特別会計）

（1）収入

（単位：円）

勘定科目（款項）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
4. 特定資産運用収入	17,807,000	17,809,000	△2,000
1. 特定資産受取利息収入	17,807,000	17,809,000	△2,000
6. 交付金収入	7,920,000	0	7,920,000
1. 適正化事業交付金収入	7,920,000	0	7,920,000
9. 雑収入	2,000	2,000	0
1. 受取利息配当金収入	1,000	1,000	0
4. 雑収入	1,000	1,000	0
12. 特定資産取崩収入	3,232,300	5,819,000	△2,586,700
5. 施設更新積立資産取崩収入	3,232,300	5,819,000	△2,586,700
21. 前年度繰越金	16,668,739	9,979,675	6,689,064
1. 前年度繰越金	16,668,739	9,979,675	6,689,064
収入計	45,630,039	33,609,675	12,020,364

（2）支出

（単位：円）

勘定科目（款項）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1. 土地改良事業支出	26,619,300	16,569,000	10,050,300
1. 維持管理費支出	15,467,000	15,340,000	127,000
2. 適正化事業費支出	9,007,300	74,000	8,933,300
3. 適正化事業拠出金支出	2,145,000	1,155,000	990,000
3. 一般管理費支出	238,000	254,000	△16,000
1. 運営事務費支出	238,000	254,000	△16,000
20. 他会計繰出額	10,345,000	10,214,000	131,000
1. 特別会計繰出金支出	10,345,000	10,214,000	131,000
21. 繰越金	6,427,739	4,979,675	1,448,064
1. 次年度繰越金	6,427,739	4,979,675	1,448,064
22. 予備費	2,000,000	1,593,000	407,000
1. 予備費	2,000,000	1,593,000	407,000
支出計	45,630,039	33,609,675	12,020,364

第73回臨時総代会開催 (令和3年度決算を承認)

令和4年6月17日に白石市土地改良区におきまして、第73回臨時総代会を開催しました。第72回通常総代会と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として出席人数を縮減し、書面による採決（土地改良法第31条第2項適用）を行いました。議案と審議結果等は次のとおりです。

第1号議案 令和3年度 一般会計・特別会計決算事業報告書及び財務諸表の承認について
【可決】

第2号議案 令和4年度 一般会計・特別会計（越河・斎川地区用水）収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について【可決】

令和3年度事業報告



1. 地区及び組合員の状況（令和4年3月31日時点）

	前年度末	令和3年度	比較増減
地区面積（㎡）	8,991,117	8,969,515	△21,602
組合員数（人）	1,725	1,714	△11

2. 土地改良施設の維持管理の状況

（1）用水補給の状況

揚水機場運転状況については、代掻きを除くかんがい期は、機場管理者及びポンプ運転担当職員で運転を行っているため、一定した稼働時間が保たれている。また、機場管理者及びポンプ運転担当職員の状況判断により、降雨時は運転を停止させるなど、稼働時間超過の回避と節電に努めている。

（2）維持管理の状況

用水路の管理については、地元組合への委託と施行業者の請負による維持管理工事を実施した他、当改良区職員による直営及び地元組合員への委託による草刈り江払い作業を実施し、水路の適正な管理と環境の整備に努めた。

頭首工・水門については、当改良区で管理を行っている施設を除いては、地元施設管理者へ委託し、水門操作をはじめとした維持管理を行っている。また、事前点検と巡回により適正な維持管理に努め、事故防止を図った。

ポンプ施設については、当改良区職員で維持管理を行っており、事前点検と試運転を実施し、事故防止に努めた。水路及びため池の管理については、草やゴミ等の撤去作業の他、危険個所には注意喚起看板を設置し、水難事故の事前防止を図っている。

(3) 工事の施工状況

◎ (一般会計) 令和元年度災害復旧事業

工事名(施設名)	施工場所	工事概要	工事請負額
令和元年度 谷津川水管橋 災害復旧工事 (第2回変更)	大鷹沢 三沢字 前輪沖 地内	・水管橋製作 据付工 ・水路復旧工	13,200,000 円



◎ (一般会計) 区単独災害復旧事業

工事名(施設名)	施工場所	工事概要	工事請負額
大平幹線用水路修繕工事	大平中目 字下森合 地内	水路目地修繕工	121,000 円
大平森合用水路橋修繕工事	大平中目 字内田前 地内	水管橋修繕工	946,000 円
斎川用水路水管橋応急修繕工事	斎川 字休石 地内	水路橋漏水修繕工	412,500 円
中斎川排水路浚渫工事	斎川字 中斎川 地内	土砂浚渫作業	825,000 円
中斎川用水路漏水修繕工事	斎川字 中斎川西 地内	用水路修繕工 一式 分水弁修繕工 1基	992,850 円
中斎川用水路漏水修繕工事(その2)	斎川字 中斎川西 地内	用水路修繕工 一式 分水弁修繕工 1基	969,750 円
学校下小排水路修繕工事	越河 字学校下 地内	法面修繕工	169,400 円
三沢堰ネットフェンス復旧工事	大鷹沢三沢 字五丁目 地内	ネットフェンス設置	341,000 円
南上小用水路修繕工事	福岡深谷 字南上 地内	法面修繕工	185,350 円
合 計		(9件)	4,962,850 円

◎ (一般会計) 区単独工事

白 南 地 区			福 岡 地 区		
修 繕 工 事	5 件	332,200 円	修 繕 工 事	4 件	671,935 円
重 機 借 上	1 件	20,000 円	倒 木 撤 去 等	3 件	275,500 円
資 材 支 給	1 件	11,206 円	資 材 購 入	1 件	99,000 円
越 河 地 区			資 材 支 給	1 件	16,170 円
修 繕 工 事	2 件	264,275 円	重 機 借 上	1 件	20,000 円
合 計			19 件	1,710,286 円	

◎ (特別会計) 区単独工事

越河・斎川地区用水特別会計					
修 繕 工 事	3 件	451,660 円	資 材 支 給	1 件	300,000 円
浚 渫 工 事	1 件	660,000 円	通報装置設定変更	1 件	49,500 円
合 計			6 件	1,461,160 円	

◎ 令和4年3月16日発生 福島県沖地震による被災の状況

ドローン撮影

(川原子幹線用水路
(福岡蔵本字長峯))

被災状況



山林の倒木及び法面崩落

仮復旧



倒木伐採・土砂撤去・コルゲート管設置による用水確保

(白石用水路
(田町二丁目))

被災状況



石積コンクリート破損

仮復旧



コンクリート殻撤去

令和4年度内の本復旧を予定しています

3. 会議の開催状況

【総代会】	開催日時
第71回臨時総代会	令和3年7月30日
第72回通常総代会	令和4年3月24日

【監事会】	開催日時
第1回理事会	令和3年6月29日
第2回理事会	令和3年11月24日
第3回理事会	令和4年2月4日

【越河・斎川地区用水施設維持 管理等資金管理運営委員会】	開催日時
第76回委員会	令和3年7月2日
第77回委員会	令和4年3月4日

【理事会】	開催日時
第1回理事会	令和3年7月2日
第2回理事会	令和3年9月10日
第3回理事会	令和3年11月30日
第4回理事会	令和4年1月28日
第5回理事会	令和4年3月4日



令和3年度 一般会計・特別会計決算報告

(1) 貸借対照表

【一般会計】

(令和4年3月31日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金・預金	21,523,157	預り金	205,053
未収賦課金等	476,728	適正化事業拠出金短期未払金	132,000
その他未収金	1,350,859	流動負債合計	337,053
貯蔵品	10,514	適正化事業拠出金長期未払金	132,000
流動資産合計	23,361,258	職員退職給付引当金	22,232,326
所有土地改良施設	702,414,082	役員退任慰労引当金	990,923
財政調整積立資産	31,754,210	固定負債合計	23,355,249
職員退職給付引当積立資産	22,232,326	負債の部合計	
役員退任慰労金積立資産	990,923		
施設更新積立資産	44,490,194		
特定資産合計	801,881,735	所有土地改良施設受贈益	643,449,408
土地	3,052,350	指定正味財産合計	643,449,408
建物	12,657,568	(うち特定資産への充当額)	(626,442,912)
機械及び装置	2	一般正味財産合計	179,620,696
車両運搬具	3	(うち特定資産への充当額)	(152,215,574)
器具備品	221,895	正味財産の部合計	
ソフトウェア	604,800		
適正化事業拠出金	2,673,000		
長期未収賦課金等	2,098,795		
出資金	211,000		
その他固定資産合計	21,519,413		
固定資産合計	823,401,148		
資産の部合計	846,762,406	負債及び正味財産合計	846,762,406

【越河・斎川地区用水特別会計】

(令和4年3月31日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金・預金	12,252,006	適正化事業拠出金短期未払金	528,000
流動資産合計	12,252,006	流動負債合計	528,000
所有土地改良施設	671,480,478	適正化事業拠出金長期未払金	528,000
施設更新積立資産	1,422,055,000	固定負債合計	528,000
特定資産合計	2,093,535,478	負債の部合計	1,056,000
適正化事業拠出金	627,000	所有土地改良施設受贈益	654,473,980
その他固定資産合計	627,000	指定正味財産合計	654,473,980
固定資産合計	2,094,162,478	(うち特定資産への充当額)	(671,480,478)
		一般正味財産合計	1,450,884,504
		(うち特定資産への充当額)	(1,422,055,000)
		正味財産の部合計	2,105,358,484
資産の部合計	2,106,414,484	負債及び正味財産合計	2,106,414,484

(2) 収支決算書

令和3年度各種会計決算は、当土地改良区定款23条、規約第24条及び監査細則第4条により令和4年6月に定期監査が実施され、その結果、総括監事から各種会計決算、事業報告及び業務運営全般にわたり「適正に処理されている」との講評がありました。

また、第73回臨時総代会において、各種会計決算、事業報告及び財産目録について原案どおり承認されましたので、規約第48条により公表いたします。

【令和3年度 一般会計】

収 入

(単位：円)

勘定科目（款項）	当初予算額	補正予算額	最終予算額	決算額	比較増減
1. 土地改良事業収入	40,883,000	0	40,883,000	42,021,151	1,138,151
1. 経常賦課金収入	40,883,000	0	40,883,000	41,368,996	485,996
5. 転用決済金収入	0	0	0	652,155	652,155
2. 附帯事業収入	384,000	0	384,000	335,228	△48,772
1. 他目的使用料収入	364,000	0	364,000	311,228	△52,772
2. 手数料収入	20,000	0	20,000	24,000	4,000
4. 特定資産運用収入	57,000	0	57,000	33,294	△23,706
1. 特定資産受取利息収入	57,000	0	57,000	33,294	△23,706
5. 補助金等収入	21,132,000	0	21,132,000	18,188,817	△2,943,183
1. 補助金収入	21,114,000	0	21,114,000	18,172,723	△2,941,277
2. 助成金等収入	18,000	0	18,000	16,094	△1,906
8. 業務受託料収入	629,000	0	629,000	629,530	530
2. 土地改良施設操作受託料収入	629,000	0	629,000	629,530	530
9. 雑収入	939,000	0	939,000	1,289,564	350,564
1. 受取利息配当金収入	19,000	0	19,000	1,831	△17,169
2. 過年度収入	650,000	0	650,000	855,165	205,165
3. 過怠金収入	260,000	0	260,000	428,697	168,697
4. 雑収入	10,000	0	10,000	3,871	△6,129
12. 特定資産取崩収入	9,049,891	0	9,049,891	9,049,891	
1. 財政調整積立資産取崩収入	6,976,891	0	6,976,891	6,976,891	
2. 職員退職給付引当積立資産取崩収入	0	0	0	0	
3. 役員退任慰労金積立資産取崩収入	0	0	0	0	
4. 転用決済金積立資産取崩収入	0	0	0	0	
5. 施設更新積立資産取崩収入	2,073,000	0	2,073,000	2,073,000	
20. 他会計繰入金	10,214,000	0	10,214,000	10,214,000	
1. 他会計繰入金	10,214,000	0	10,214,000	10,214,000	
21. 繰越金	5,001,109	0	5,001,109	12,360,035	7,358,926
1. 前年度繰越金	5,001,109	0	5,001,109	12,360,035	7,358,926
収 入 計	88,289,000	0	88,289,000	94,121,510	5,832,510

支 出

(単位：円)

勘定科目（款項）	当初予算額	補正予算額	最終予算額	決算額	比較増減
1. 土地改良事業支出	39,108,000	0	39,108,000	29,446,184	△9,661,816
1. 維持管理費支出	15,775,000	0	15,755,000	13,523,454	△2,231,546
2. 適正化事業費支出	129,200	0	129,200	129,200	
3. 適正化事業拠出金支出	1,943,800	0	1,943,800	1,914,000	△29,800
4. その他事業費支出	20,650,000	0	20,650,000	13,250,000	△7,400,000
6. 受託業務費支出	630,000	0	630,000	629,530	△470
3. 一般管理費支出	41,747,000	0	41,747,000	36,821,914	△4,925,086
1. 運営事務費支出	40,090,000	0	40,090,000	35,605,132	△4,484,868
2. 事務所費支出	1,657,000	0	1,657,000	1,216,782	△440,218

勘定科目（款項）	当初予算額	補正予算額	最終予算額	決算額	比較増減
11. 出資金取得支出	2,000	0	2,000	1,000	△1,000
1. 出資金取得支出	2,000	0	2,000	1,000	△1,000
16. 特定資産積立支出	2,073,000	0	2,073,000	5,183,449	3,110,449
1. 財政調整積立資産積立支出	0	0	0	518,040	518,040
2. 職員退職給付引当積立資産積立支出	0	0	0	2,007,121	2,007,121
3. 役員退任慰労金積立資産積立支出	0	0	0	488,126	488,126
4. 転用決済金積立資産積立支出	0	0	0	653,610	653,610
5. 施設更新積立資産積立支出	2,073,000	0	2,073,000	1,516,552	△556,448
17. 雑支出	400,000	0	400,000	0	△400,000
2. 雑支出	400,000	0	400,000	0	△400,000
21. 繰越金	0	0	0	21,523,157	21,523,157
1. 次年度繰越金	0	0	0	21,523,157	21,523,157
22. 予備費	4,959,000	0	4,959,000	0	△4,959,000
1. 予備費	4,959,000	0	4,959,000	0	△4,959,000
支出計	88,289,000	0	88,289,000	92,975,704	4,686,704

【令和3年度 越河・斎川地区用水特別会計】

収入

(単位：円)

勘定科目（款項）	当初予算額	補正予算額	最終予算額	決算額	比較増減
4. 特定資産運用収入	17,809,000	0	17,809,000	17,559,241	△249,759
1. 特定資産受取利息収入	17,809,000	0	17,809,000	17,559,241	△249,759
9. 雑収入	2,000	0	2,000	84	△1,916
1. 受取利息配当金収入	1,000	0	1,000	84	△916
4. 雑収入	1,000	0	1,000	0	△1,000
12. 特定資産取崩収入	5,819,000	0	5,819,000	8,200,000	2,381,000
5. 施設更新積立資産取崩収入	5,819,000	0	5,819,000	8,200,000	2,381,000
21. 繰越金	9,979,675	0	9,979,675	11,083,532	1,103,857
1. 前年度繰越金	9,979,675	0	9,979,675	11,083,532	1,103,857
収入計	33,609,675	0	33,609,675	36,842,857	3,233,182

支出

(単位：円)

勘定科目（款項）	当初予算額	補正予算額	最終予算額	決算額	比較増減
1. 土地改良事業費支出	16,568,700	0	16,568,700	14,294,851	△2,273,849
1. 維持管理費支出	15,340,000	0	15,340,000	13,066,151	△2,273,849
2. 適正化事業費支出	73,700	0	73,700	73,700	
3. 適正化事業拠出金支出	1,155,000	0	1,155,000	1,155,000	
3. 一般管理費支出	254,000	0	254,000	82,000	△172,000
1. 運営事務費支出	254,000	0	254,000	82,000	△172,000
20. 他会計繰出額	10,214,000	0	10,214,000	10,214,000	
1. 特別会計繰出金支出	10,214,000	0	10,214,000	10,214,000	
21. 繰越金	4,979,675	0	4,979,675	12,252,006	7,272,331
1. 次年度繰越金	4,979,675	0	4,979,675	12,252,006	7,272,331
22. 予備費	1,593,000	0	4,959,000	0	△4,959,000
1. 予備費	1,593,000	0	1,593,000	0	△1,593,000
支出計	33,609,375	0	36,975,375	36,842,857	△132,518

みやぎの地域資源保全活用支援事業



白石市立福岡小学校の皆さんと水路の生物調査を行いました

県の「みやぎの地域資源保全活用支援事業」の一環として、令和4年9月に福岡小学校の児童5年生の皆さんと、水辺に生息する生物調査を行いました。農業用水路やため池及び上流域の生物調査研究を行い、生態系保全に取り組みながら農地の多面的機能や土地改良施設の役割を広く知ってもらうことを事業の目的としています。

当日は真夏のような暑さのなか、児童の皆さんが汗だくになりながらザリガニなど様々な水生生物を一生懸命探している姿が印象的でした。地域の方のご協力もあり、児童の皆さんは身近に流れている農業用水路に、たくさんの生き物が生息していることを発見して、水路や自然の大切さを感じていたようです。



土地改良区ってどんなところ？



土地改良区の性格

土地改良区は、土地改良法（※1）により一定の地区内で土地改良事業を行うことを目的として設立される法人、公共法人です。

土地改良区の設立及び解散は、知事の認可が必要です。

土地改良区以外は土地改良区という名称を使うことができません。

平成14年度から、土地改良区の愛称が「^{みどり}永土里ネット」（※2）になりました。

※1 土地改良法

1949年に制定され、農地の区画整理や農業用排水施設、農道など土地改良施設の新設、変更、管理などを行う土地改良事業を「適正かつ円滑」に実施するために必要な事項を定めたもの。

※2 ^{みどり}永土里ネット

「水」・・・農業用水、地域用水など 「土」・・・土地、農地、土壌など 「里」・・・農村空間
農家や地域住民が一体となった生活空間など、豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

土地改良区の組合員

土地改良区の成立と同時に土地改良区の定款と土地改良事業計画（維持管理計画）が定められ、その土地改良区の地区内の事業参加資格者は、すべて土地改良区の組合員になります。

土地改良区の設立に同意しなかった参加資格者、参加資格を有する私法人、国又は地方公共団体も組合員となり、国籍の限定がないので外国人も組合員になり得ます。

事業は何ができるのか

土地改良区の事業は農業生産の基盤の整備を図り、農業生産の向上、農業総生産の増大、農業構造の改善に資することを目的とします。

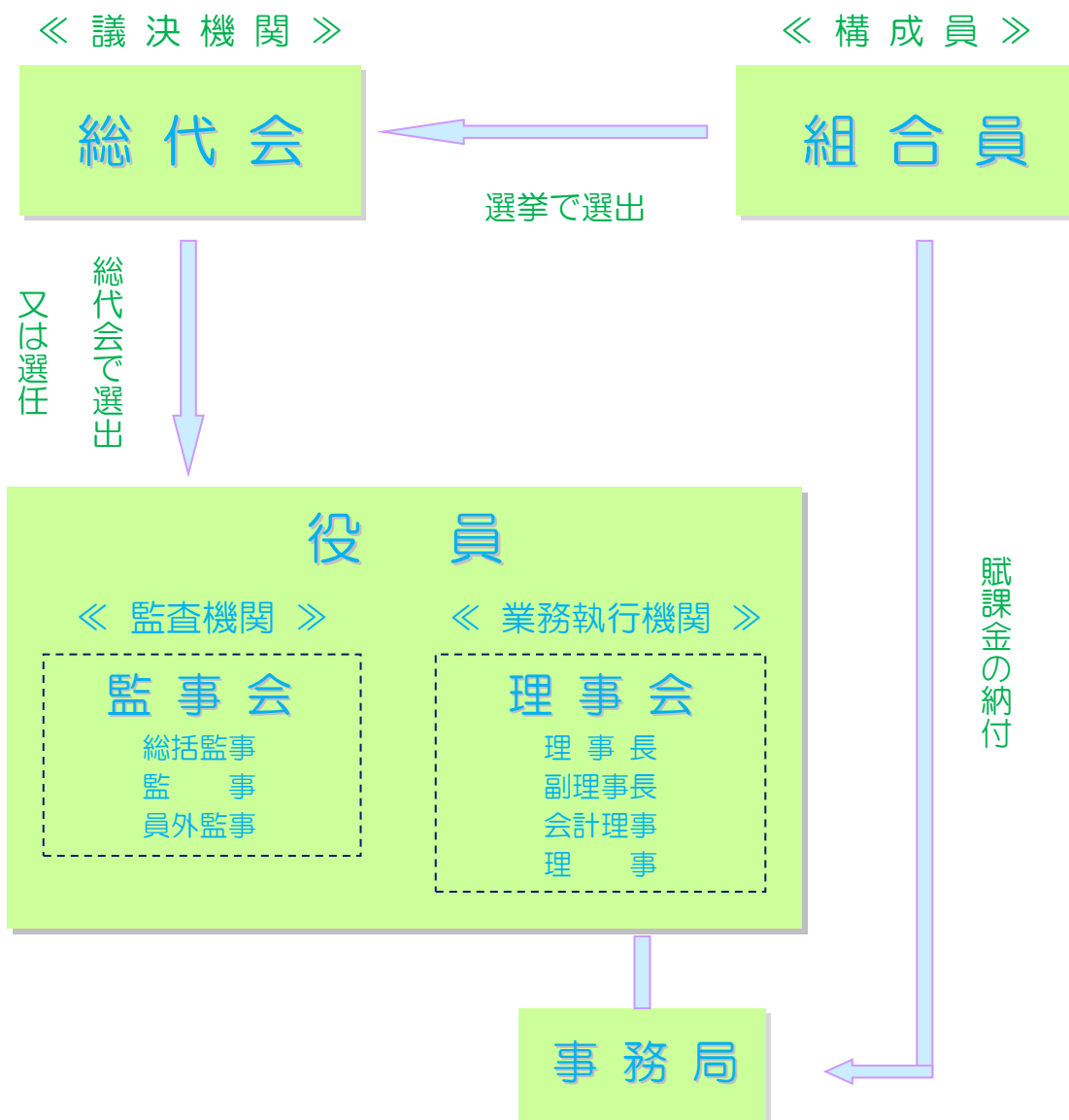
事業の内容は農地の圃場整備を実施したり、農業用の揚水機場や水路等さまざまな水利施設の維持や管理を行っています。

土地改良区の事業は農業地域における水と農地の管理主体としての役割を通じて地域の環境保全にも大いに寄与しています。

土地改良区の運営方法

土地改良区はその地区内の組合員によって組織され、その組合員の組織する総代会において、組合員の意思が決定されています。その運営は組合員が選任した役員によって行われ、運営に要する経費は、組合員の負担により賄われます。

土地改良区の組織



事業等の概略

- 水利施設の維持管理の事業
- 土地原簿、組合員名簿、金銭出納簿等の整備
- 賦課金請求、徴収、地区除外の決済金等処理、借入金の返済
- 基金等の財産の管理運営
- 事業計画及び事業報告、予算決算、広報活動等

令和4年度 賦課金徴収方法 (詳細は賦課金通知書をご確認ください)

賦課区分	10a当 賦課額	納期限	賦課基準地積及び徴収方法
◎経常賦課金			
1. 経常費			1. 賦課基準地積 令和4年4月1日現在の土地原簿記載面積により賦課する。
田 畑 川原子地区 白石特区	3,500 円 1,200 円 1,200 円 1,200 円	【第1期】 5月31日	2. 納入場所 ①白石市土地改良区 ②みやぎ仙南農業協同組合 各支店 ③ゆうちょ銀行 (口座振替のみ)
2. 用水費		【第2期】 8月31日	3. 徴収方法 (1) 経常賦課金(1. 経常費、2. 用水費)は第1期、第2期に分割して徴収する。 (2) 賦課額が10,000円未満及び100円以下の端数金額は、第1期に徴収する。 (3) 経常賦課金(3. 川原子幹線用水路 草刈受益者負担金)は第3期に徴収する。 (4) 地区除外決済金は1㎡当たり35円を徴収する。
福岡地区(A) 福岡地区(B) 川原子特区 白南第1分区 白南第2分区 三沢・落合 越河鮎形沼(A) 越河鮎形沼(B) 越河鮎形沼(C) 白石用水	1,500 円 800 円 600 円 2,000 円 1,500 円 800 円 800 円 600 円 400 円 1,000 円		
3. 川原子幹線用水路 草刈受益者負担金	(一戸当) 2,000 円	【第3期】 10月31日	※納期限日が土曜、日曜、祝日の場合は翌日が納期限日となります。 ※遅れると延滞金(年14.6%)がかかります。

◇賦課金通知書の発行について◇

賦課金通知書は毎年5月に発行します。この通知書で組合員名等の確認をお願いします。名義人の方が亡くなられた場合や、名義を変更された場合は、速やかに土地改良区または農協(白石支店)の窓口で「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。

賦課金の納付は便利な **口座振替** がおすすめです

土地改良区では、みやぎ仙南農協・ゆうちょ銀行取扱いの自動口座振替を実施しております。まだ申込みをされていない方は是非ご利用ください。

申込手続き方法

- ☐ みやぎ仙南農協 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し農協へ提出してください。
なお、申込みの際は預金通帳、印鑑(届出印)をお持ちください。
「口座振替依頼書」は農協・土地改良区に問い合わせ願います。
- ☐ ゆうちょ銀行 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し郵便局へ提出してください。
なお、申込みの際は預金通帳、印鑑(届出印)をお持ちください。
「自動払込利用申込書」は土地改良区に問い合わせ願います。

◎振替日と残高確認について

振替日は各納期限の最終日、その日一日だけとなっています。振替日が土日祝日の場合は、翌日となります。また、振替日に口座残高が納付金額に満たない場合は振替ができませんので、口座残高を振替日の前日までに確認願います。

なお口座振替の方は、通帳記入をもって領収証書に替えさせていただきます。



注意喚起の看板を設置しています



水難事故防止にご協力ください

近年、農業用施設での水難事故が発生しています。特に用水期間中や大雨が降った時の水路は水かさが増え、流れも速くなるため大変危険です。

水路やため池の近くで遊んでいる子供や釣り等をしている人を見かけましたら、声かけをお願いします。

— 用水は限りある資源です。有効な水の利用をお願いします。 —

幹線用水路や各揚水機場の維持管理、運転経費等は組合員の皆様からの賦課金によって維持されております。また河川やダムからの取水量や取水期間についても水利権により定められています。限りある水資源を有効活用するため、引き続き皆様のご協力をお願いします。なお、台風や急な豪雨で大雨が予想される場合は、事前に水門の調整等を行い、用水を停止する場合があります。天候が回復しても用水路の状況により、すぐには通水できない場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

土地改良区に届出をお願いします



- ✓ 農地の相続・贈与をした
- ✓ 農地の売買・交換をした
- ✓ 農地を貸した・借りた・契約を解除した
※ 賦課金を納付する方が変わる場合は届出が必要です
- ✓ 農業者年金の受給などに伴い後継者へ経営移譲した
- ✓ 住所を変更した

『組合員資格得喪通知書』
または
『住所変更届』
により届出が必要です

農地の売買、賃貸借等の場合、賦課金の滞納がある土地については、土地改良法の規定により買った人または借りた人が、滞納金を支払うよう義務づけられておりますので、滞納があるかどうか等を確認してください。

毎年、賦課通知の時期に名義等が変更されていない旨の問い合わせが多くあります。農地の売買・相続等をした時、農業委員会や法務局等の公共機関で手続きを行っても **土地改良区への届出がなければ、土地改良区の台帳の変更は行われません**のでご注意ください。

- ✓ 農地を宅地等に転用する
- ✓ 田を畑などに地目変更する
- ✓ 公共事業等で農地が買収された

『地区除外申請書』

『農地転用等の通知及び
意見書の交付願』

により申請が必要です

地区除外の申請をして地区除外が認められた場合は、地区除外決済金の納入が必要となりますので、事前に土地改良区にご連絡ください。

◇ 届出用紙は白石市土地改良区のホームページからもダウンロードしていただけます ◇
(URL <http://shiroishitochi.or.jp/>) または土地改良区までお問い合わせ願います。

白石市土地改良区事務所

住所：宮城県白石市福岡蔵本字西町 33 番地
電話：0224-25-9717 FAX：0224-25-9095

E-mail： shiroishitochi@s3.dion.ne.jp
ホームページ URL： <http://shiroishitochi.or.jp/>